

平成 26 年経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査のための試験調査の概要案

1 趣旨

経済センサスによって得られた統計データは、ビジネスレジスターの基盤情報として利用されることになるが、特に経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業の名簿・基礎情報を確実に捕捉し、各種統計調査の実施基盤を整備することが求められている。また、平成 28 年に実施が予定されている活動調査のための名簿として早期の提供も求められている。このため、平成 21 年に実施された経済センサス - 基礎調査以上に事業所・企業の構造を正確にかつ迅速に把握することが必要となっている。

したがって、試験調査では、名寄せ作業を効率的に実施するための新たな取組やプレプリント事項に関する確認状況、各段階における事務量・作業範囲等を正確に把握するため、実地に検証することを目的とする。

また、平成 26 年には事業所・企業を対象とする経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査という二つの大規模調査の実施が予定されている。このため、調査客体の記入負担や地方公共団体の事務負担等を鑑み、これらを同時に実施することを想定し、当該調査の同時実施に係る対象事業所への調査票配布方法、調査票様式の適否、調査関係書類の適否、調査手法の適否等、実施計画の立案に際し必要な事項も併せて実地に検証することを目的として、共同で試験調査を実施する。

2 検証事項

次の事項について検討する。

(1) 調査方法について

- ア オンライン回答及び郵送回答に関する事務量の把握
- イ 各々の調査における対象事業所への調査票配布方法

(2) 調査事項及び調査票について

- ア プレプリント事項の適否
- イ 各々の調査票の様式

(3) 事業所名簿について

- ア 事業所名簿の種類について
- イ 調査員による補正事項について

(4) その他

- ア 内容検査の方法及び指導體制

3 調査の期日

調査は、平成 24 年 9 月 1 日現在によって実施する。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

① 事業所ごとの調査

調査の地域は、下表に掲げる市区に属する経済センサス調査区（以下、「調査区」という。）のうち総務省が指定した調査区とする。

(2) 調査の対象

① 事業所ごとの調査

調査の対象は、(1)の地域のうち、総務省が指定した下表に掲げる数の調査区内に所在する約3,000の民営事業所（うち約800商業事業所）とする。

② 企業構造の把握

調査の対象は、総務省が指定した約1,000企業（保有支所100以下）とする。

総務省が指定する調査区数及び企業数

調査地域 ^{※1}		調査区数	事業所数
都道府県	市（区）		
A 県	a 1	8	300
	a 2	8	300
B 県	b 1	8	300
	b 2	8	300
C 県	c 1	8	300
	c 2	8	300
D 県	d 1	8	300
	d 2	8	300
E 県	e 1	8	300
	e 2	8	300
合 計		80	3,000 ^{※2}

※1 調査地域については現在調整中

※2 うち約800商業事業所

5 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

調査は、経済センサス - 基礎調査調査票及び商業統計調査調査票（以下「調査票」という。）及び企業構造の把握のための確認票（以下「確認票」という。）により実施する。

(2) 調査事項

調査票において、事業所に関する事項、企業に関する事項及び商業活動に係る固有事項を調査し、確認票においては事業所に関する事項、企業に関する事項、及び傘下支所事業所情報について調査する。なお、調査事項の一部については、平成 21 年経済センサス - 基礎調査結果及び行政記録情報を基にした情報をプレプリントする。

6 調査の方法

(1) 調査の方法

調査は、調査員による調査については事業所を調査の単位、企業構造の把握については企業単位とし、次の 2 種類の方法で行う。

① 調査員による調査

調査は、4 (2)に掲げる調査区で各 2 調査区を担当する調査員が、担当調査区内の事業所に対し、調査票を配布し記入を依頼するとともに、記入済みの調査票を取集することにより行う。

② 企業構造の把握

総務省が指定する企業等（傘下事業所数 100 以下の企業等）に対し、国が委託した民間事業者が確認票の提出方法を確認の上、確認票を直接郵送することにより配布し、記入済みの確認票を回収する。

(2) 報告の方法

報告は、事業所及び企業等の代表者又はそれに代わる者が、配布又は送付された調査票又は確認票に記入する方法若しくはオンライン回答（一部の調査地域で郵送回答可）により行う。

7 調査の流れ及び主要事務

(1) 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

① 調査員調査

総務省、経済産業省－都道府県－市区－調査員－調査対象

② 企業構造の把握

総務省（民間委託）－調査対象

(2) 主要事務

① 都道府県の事務

都道府県は、調査の事務日程の作成、調査対象事業所に対する協力要請、調査員の任命及び調査員証の発行、調査の実施状況の把握、調査関係書類の審査・整理及び調査関係者記録表の作成等の事務を行う。

② 市区の事務

市区は、調査の事務日程の作成、調査員の選考・推薦、調査員証の交付、調査員事務打合せ会の開催、調査員に対する実地指導、調査関係書類の審査・整理、調査関係者記録表の作成、調査員報告会の開催及び調査員報酬の交付等の事務を行う。

③ 調査員の事務

調査員は、担当調査区の確認、事業所名簿の補正、調査対象企業等への調査票・アンケートの配布・収集、調査票の検査及び調査員記録表の作成等の事務を行う。